

昭和57年 9 月 1 日

第 870 号

広報うねだ

毎月 1 日・16 日発行

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷



中部地方の梅雨明けは、平年より15日も遅い8月2日となりました。
ようやく夏らしくなった日差しの中で、上田公園プールや自然運動公園プール(写真)は、
短かい夏を楽しむ家族連れでにぎわっています。

主 な 内 容

水洗化で快適な生活を.....	2・3 ページ
暴力追放運動を強力に推進.....	4・5 ページ
上田市勤労者互助会に御加入を.....	6 ページ
保健補導員に御相談ください.....	7・8 ページ
わがまち上田①—新町の巻—.....	9 ページ
子供は風の子太陽の子.....	10 ページ
あなたの国民年金⑤.....	11 ページ
お知らせ.....	12・13 ページ
おくやみ.....	14 ページ

市民の動き

(8月1日現在)

総人口	113,641人	(+ 42)
男	55,254人	(- 14)
女	58,387人	(+ 56)
世帯数	34,648世帯	(- 50)

() 内は前月比です。

上田市内
給者は、老
ており、老
かし、中に
いますの
に必要な手

た

A子さんの
発料を納め終
をした記憶が
ことがあった
の手続きをし
発料を納めた
れた人は、年
あればよく
いるように
所でA子さん
間がなく通算
一方ご主人
民年金(強制
さんに必要
金の期間から
とすればでき
法)の年数は
んは、自分
間」を合わせ
15年に1か
60歳を過ぎ
を納めること
生年金のある
せて1年以上
法がなくなり
A子さんの
い。

1.厚生年金
勤めに出て
—とあって
また、退職時
白になってい
これまでに
金など公的年
る人が増加し
年金の期間を

水洗化で快適な生活を

〈第22回全国下水道促進デー9月10日〉

河川に流すようにしています。このため、大雨のときに上流から下水道へ多量の雨水が流し込まれ、すき管がいっぱいになり、下流の

上田市の下水道は、昭和四十七年に供用を開始して以来、今年でちょうど十年となりました。下水道は快適な生活環境を作り、また河川の水質汚濁を防止するうえで、なくてはならない施設です。しかし、その普及が大変遅れているのが現状です。そこで、下水道に対する理解を深めていただくため、毎年九月十日を「全国下水道促進デー」と定めています。上田市でも、この日を中心に下水道の普及促進に関するいろいろな行事を行います。

下水道は

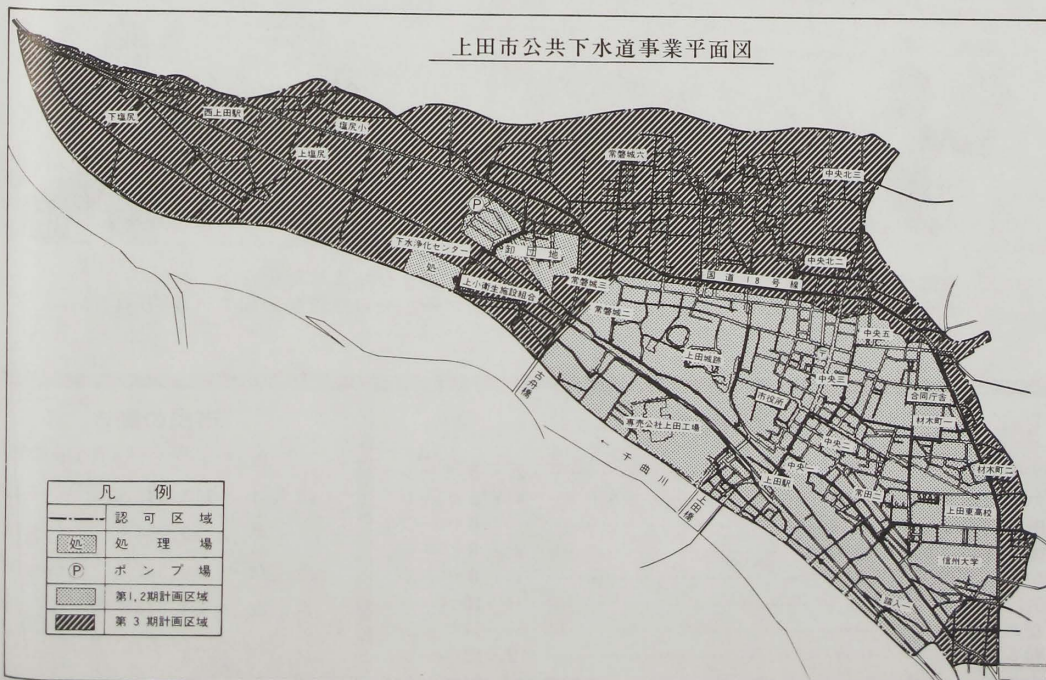
正しく使おう

上田市の下水道は分流式といい、使用できる地域を公示しています。この告示がされると、雑排水および尿浄化槽の切り替え工事は条例により六か月以内に、くみ取り



下水道浄化センターの沈砂池で、係員の説明を聞く市内小学生

上田市公共下水道事業平面図



水洗化工事は
指定工事店へ

受付中

619>
だいている
。身近な情
は、書きや

河川に流すようにしています。このため、大雨のときに上流から下水道へ多量の雨水が流し込まれ、すく管がいっぱいになり、下流のマンホールや家庭用の排水ますから汚水が逆流してあふれてしまい、大変迷惑をすることになります。下水道を利用されている方は、雨水を下水道の排水ますや道路上のマンホールへ流し込むようなことは、絶対にしないでください。

排水設備工事資金 三十五万円まで融資

各自治会では、水洗化工事に必要な資金を預金する積立組合を設立しています。この組合に加入されている皆さんは、工事のときに融資が受けられます。今まで限度額が二十五万円でしたが、九月一日から三十五万円となります。返済は六十か月元金均等で、利息は今までどおり八%のうち三・二五%を市で利子補給しますので、本人負担は四・七五%です。低利ですのご利用をお勧めします。

第三期区域 一部供用開始

市では、昭和四十二年に公共下水道事業に着手して以来、市街地を中心に順次整備を進めてきまし

しかし、その普及が大変遅れているのが現状です。そこで、下水道に対する理解を深めていただくため、毎年九月十日を「全国下水道の日」として、第一期工事の市街地中心部は完了し、第二期工事の市街地の東部・西部と卸団地の整備もほぼ完了しました。そして昨年からは第三期工事に着手しました。今年、秋和地区の一部で下水道が使用できるようになりました。今年も秋和地区を中心に工事をしていきます。工事中は何かとご迷惑をおかけしますが、皆さんの御協力をお願いします。

水洗化普及率 八五・〇%

現在、下水道を使用できる家庭は七千六百四十四戸で、このうち六千八十八戸の家庭が下水道を利用していますので、普及率は八五・〇%になります。普及率は年々向上していますが、新たに使用できるようになる家庭も年々増加していますので、なかなか向上しません。下水道を使用できる地域でまだ水洗化されていない家庭は、一日も早く水洗化されますようお願いいたします。

雑排水は六か月以内 便所は三か月以内に

下水道本管が布設され使用できるようになると、市では供用開始の告示といって毎年七月一日に、

上田市の下水道は分流式といい、汚水は下水道へ雨水は道路側溝や使用できる地域を公示しています。この告示がされると、雑排水および尿浄化槽の切り替え工事は条例により六か月以内に、くみ取り便所の水洗化は下水道法で三年以内に行わなければなりません。

正しく使おう

水洗化工事は 指定工事店へ

市内の河川は、下水道の普及とともに浄化されてきています。皆さんのご協力により、昔のような澄んだ川を取りもどしましょう。市では、少しでも早く皆さんに水洗化していただけるよう下水道普及専門相談員を置いて、水洗化に関するいろいろな相談に応じています。借地、借家問題など何でもお気軽に御相談ください。
相談先：下水道課 ☎224100 内線 224100
市では、皆さんが安心して水洗化工事をしていただけるよう下水道指定工事店を決め、責任を持って工事をしてもらうようにしています。したがって、この指定工事店以外は工事ができません。指定工事店に工事を依頼しますと見積、施行、使用開始届などの諸手続きを代行し、責任ある工事を行います。現在、市では左表のとおり二十七店を指定しています。

上田市下水道指定工事店一覧表

工 事 店 名	住 所	電 話
株式会社宮島鉄工所	天神2-2-3	(22)2655
株式会社宮下組	踏入2-1-17	(22)0271
合資会社石井設備工業	天神2-3-12	(22)0302
株式会社工藤商会	下之郷294-5	(38)6956
有限会社田丸工務店	常磐城6-11-13	(22)3412
上野設備株式会社	中央北2-1-20	(22)8022
有限会社大屋設備工業	大屋236-20	(35)0217
株式会社昭和設備工業	中央2-22-16	(24)3911
株式会社信和	常磐城3-13-17	(24)3310
唐沢設備工業	住吉1577	(24)2602
トキワギ水道工事店	常磐城6-9-10	(22)1343
中央設備工業	常田2-22-32	(22)2853
岩瀬設備	林之郷331	(22)3741
株式会社川上商会	大手2-4-48	(22)0858
春原建設株式会社	住吉1767	(22)7018
日本ガス水道株式会社	天神4-28-7	(27)4434
長野プロバングス株式会社	国分542	(22)5518
本州管工株式会社	蒼久保1543-4	(35)1054
有限会社中村商会	天神1-6-6	(22)0941
株式会社城南ガス設備	上田原435	(22)5123
ユニ設備	秋和882-3	(24)6593
三栄工業有限公司	中央東1-13	(24)1256
北原設備	緑が丘2-6-21	(24)1797
株式会社トワ管工	住吉59-2	(27)6249
有限会社宮之上設備	芳田1040	(24)0486
堀設備株式会社	古里42-5	(24)0521
有限会社真田設備	住吉689	(22)0102

県民手帳(58年版)を予約受付中

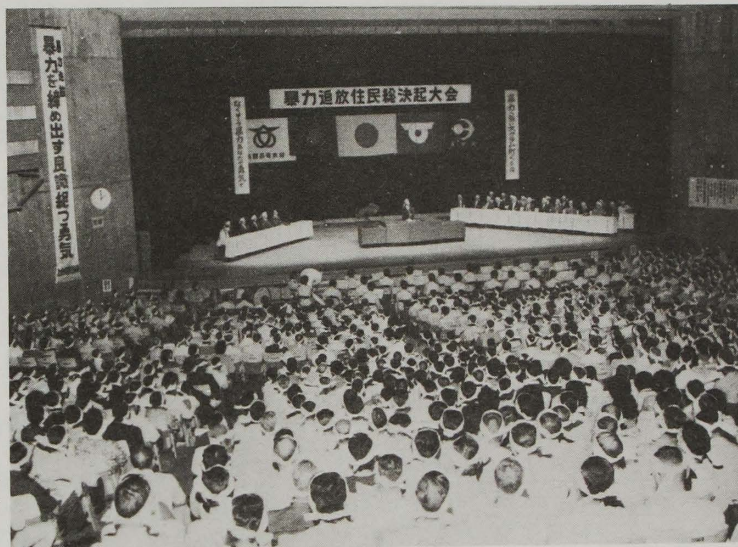
〈企画調整課統計係 ☎224100 内線619〉

毎年、皆さんに親しまれ、ご愛用いただいている県民手帳58年版の予約受付を始めました。身近な情報、役立つパートナーとしての県民手帳は、書きやすく、見やすい大型版です。

頒 価……一冊300円
配 布……12月上旬
予約締切日…9月25日(土)

暴力追放運動を強力に推進

五月下旬、市内で暴力団の抗争事件が発生し、住民の平和な生活が脅かされました。この事件を契機として暴力追放の意識が高まり、上田警察署管内の各種団体の関係者など二千余人の市民の皆さんが参加して、六月十一日、上田市民会館で「暴力追放住民総決起大会」が開催されました。大会では暴力追放宣言を決議し、暴力団の対応策について確認しました。



6月11日、上田市民会館で「暴力追放住民総決起大会」が開かれました。

上田市暴力追放会議

「上田市暴力追放会議」は、暴力追放計画の樹立、検討と実施を

より強力に推進するため「上田市暴力追放会議」と「上田市暴力追放推進本部」を組織しました。住民一人一人が勇気を持って、暴力追放の運動を根気よく続けていきましょう。

上田市暴力追放推進本部

推進本部

員八十七名の皆さんで組織されています。

七月二十三日、市役所で第一回の会議を開き、暴力追放に対する関係機関団体の対応策の基本方針を決めました。その構成員(右表)と基本方針(次ページの上段表)は表のとおりです。

「上田市暴力追放会議」で決定した計画を推進することを目的とします。

その構成と任務は、次ページの下段表のとおりです。

◎暴力行為を見たり聞いたら：上田警察署 ☎ 3565へ

◎暴力追放のご相談は：上田市暴力追放推進本部 ☎ 4100 内線 227へ

57年度 上田市暴力追放会議構成員名簿

職 名	職 名	職 名
会 長 上 田 市 長	塩田農協婦人部長	川西商工会長
副会長 上田市議会議長	浦里農協婦人部長	上小工場事業所防犯協会会長
(学識経験者)	上田市民生委員婦人部長	上田料理飲食組合長
上田市助役	上田婦人教育推進協議会長	上田接客業防犯組合長
上田市議会副議長	上田少年補導員会長	上田市観光協会会長
上田市議会 総務文教委員長	家庭文庫読書会長(副会長)	別所温泉観光協会会長
" 産業経済委員長	長野大学学生部長	上田旅館組合長
" 厚生委員長	信州大学繊維学部部長	別所温泉旅館組合長
" 建設水道委員長	上田市農業委員会会長	上小調理師会長
上田市自治会連合会長	上田市学校長会長	上田大衆飲食店組合長
上田地区保護司会長	上田交通安全協会会長	上田社交事業組合長
上田市民生児童委員会会長	上小給油所防犯協会会長	上小遊技場組合長
上田市青少年健全育成会	上小ハイヤー防犯協会会長	長野県興行組合上田部会
連絡協議会長	上田市農業協同組合会長	長野県宅地建物取引業協会
上田人権擁護委員会会長	塩田農協同組合長	上小支部長
上田行政相談員会長	浦里農協同組合長	上田食堂協同組合長
国鉄 上田駅長	上田青年会議所理事長	下道飲食店組合長
上田市婦人団体連絡協議会長	上田市青年団体連絡協議会長	寿し商組合上小支部長
上田市連合婦人会長ほか	上小少年友の会会長	上田商工会議所婦人部長
婦人団体長	上田市P.T.A 連合会長	上田建設業協会会長
新婦人上小支部長	上小労働者福祉協議会長(副)	(教育・消防関係者)
上田友の会会長	上田市防犯指導員各地区会長	上田市教育委員長
上田日赤奉仕団長	上小金融機関防犯協会会長	上田市消防団長
上田市農協婦人部長	上田商工会議所会頭	上小地域広域行政組合消防長
	塩田商工会長	

暴力追放に対する関係機関、団体の対応策

関係機関、団体	実施事項、対応策	関係機関、団体	実施事項、対応策
○上田市、東部町 真田町、青木村 ○上小防犯協会	1. 市町村を中心に地域ぐるみによる暴力追放の気運を盛り上げ、そのための方策として「暴力追放」の決議宣言などを行うほか、暴力を排除して平和な生活を守る見地から広く地域住民の総意を結集し、関係機関・団体等の連携を密にし、総合的かつ効果的な運動を積極的にすすめる。	下宿、アパート、 貸事務所業者など	前記1・2の場合に関連して、暴力団員の情報を入手したときには警察へ通報する。 1. 暴力団員には、事務所、アパートなどは絶対貸さない。 暴力団員にアパートなどを貸すと、善良な人たちは、こわがって借りなくなる。 2. 暴力団員が関係しているような女性にもあらかじめ判明している場合には貸さない。 3. 暴力団員に貸すとなかなか出てくれないばかりか、強く要求すると法外な立退き料を要求され、また、裁判にかかった例も多数ある。 4. 心の底では暴力を憎みながら、その一方で、暴力団に借金の取り立てを頼んだり、いざこざを解決するため暴力団を利用したりしない。
○地区関係機関団体	2. 区、町内会などを通じ、一般家庭に対する啓蒙運動を強化し、特に市の広報紙・有線放送を活用して暴力追放の広報活動を促進する。 3. 暴力追放の立看板・横断幕・チラシなどを作成、掲出、配布する。 4. 自治体及び防犯協会が主催する各種会議に当たっては、できる限り暴力追放問題を取り上げ住民の関心を喚起するよう配慮する。 5. 暴力団員による暴力・迷惑行為を聞き知したときは、勇気をもって警察へ迅速に通報する運動を徹底する。 6. 接客業者(バー、キャバレー、スナック、喫茶店、飲食店、遊技場、ホテル、旅館など)及びアパート、下宿、貸事務所業者に対し暴力追放の指導を強化する。 7. 公共施設を暴力団に貸さないようにする。	遊技場	1. 暴力団員だからといって、一般客と特別扱いしない。例えば、彼らが強い口調で暴言をはいたり、機械を蹴る、叩くなどの乱暴をしても、無造作にパチンコ玉を出したり、金を与えて帰ってもらうなりなどして、その場をつくることのないようにする。 2. 健全営業に心がけ、営業上の弱点を握られないようにする。
飲食店業者など	1. 暴力団とつながりをもたないようにする。 貸金を早く取り立てるため暴力団を利用したり、店の用心棒に頼んだり、また、店の置物リースに応じるなど、彼らのふところ具合をよくするための手助けをしないようにする。 2. 暴力団の義理かけなどに応じないようにする。 開店祝、刑務所からの出所祝、その他冠婚葬祭などの名目で資金集めをしているが、これらには、絶対応じない。 3. 暴力団などから品物を買ったり、しめかざり、だるまなどの注文には応じることなく、きっぱり断わる。 4. 飲食代金は現金で清算するようにする。 暴力団員は、1・2回はきれいな払い方をするが、そのうちに貸してくれ、後で払うなどを口実に支払いをしない場合が多い。 5. 各店とも法に基づき、健全営業をする。 時間外、飲食店の接待行為、未成年者雇用、店舗での卑劣な行為など違法行為を行って暴力団員に弱身を握られることのないよう違法営業をする。 6. 通報連絡の強化 暴力団員による暴力行為、威力業務妨害、迷惑行為などを聞き知した場合は、粗大もらさず勇気をもって警察に通報し、自分たちだけで暴力団員と話しをつけるような事はしない、見逃がさない。	金融機関、工場、 事業場など	1. 借金などの取り立てに暴力団員を使わない。 2. 暴力団から融資すると言われても、絶対に拒否する。またこれに関する脅迫、暴力には、絶対屈しない。 3. 暴力団員を会社、事業場などの役職員には参入させず、彼らといかなる理由であれ会食、飲食をしない。 4. いかなる名目であっても、暴力団への寄附(金品)を問はずは、行わない。 5. 役員はもちろん従業員等も姿勢を正し、暴力団員に弱身を握られ恐れさせないようにする。 6. 暴力団は、企業の整理屋、事件屋、総会屋とも結合しており、さらにあらゆる分野に手を伸ばしているから十分注意する。 7. 暴力団が介入し、その呼び出し、脅迫などがあつた場合にも、その場の事だけを考えて安易に彼らの事務所や家に行ったりしないこと。こんな場合には勇気をもって警察に届出、通報する。
旅館、ホテル、寺院	1. 暴力団の義理かけに場所提供をしない。 暴力団は、資金集めや勢力誇示をするため、旅館、ホテルなどを使って襲名披露や刑務所から出所した者の放免祝をしたり、寺院において葬儀、法要などを行おうとすることがあるが、これらの申し込みを受けた場合には、彼らのいいなりに場所を貸すようなことはしない。また、店や寺院の名誉に傷がつくことにもなるのできっぱり断わる。 2. 暴力団員の宿泊、会合などに場所を提供しない。 暴力団員が宿泊の申し込みや新年会・忘年会、その他の会合の申し込みをしてきた場合には、部屋がいっぱいであるなどの口実のもとにきっぱり断わる。 3. 通報連絡の強化	一般市民	1. 貸金の回収等に暴力団員を利用しない。 ○ある商店の主人が焦げついた貸金の回収に暴力団員を利用していたところ、取り立てた貸金の代わりに覚せい剤を持ち込まれ、ついに常習者となり店舗はもとより、土地、家屋までも失った。 2. 暴力団の甘い言葉にのらない。暴力団との交際はしない。 3. バーなどでは、言動に十分注意する。 4. 三不運動に協力しよう。 ○暴力団を恐れない。 暴力やいやがらせを見たとき、被害を受けたときは勇気を出して110番通報する。 ○暴力団を利用しない。 債権の取り立てや、商売上のめもごとに暴力団を利用しない。 ○暴力団に金を出さない。 暴力団が用心棒や、ゲーム機械のリースを申し込んできても、勇気をもって拒否する。

が開催されました。大会では暴力追放宣言を決議し、暴力団の対応策について確認しました。

「上田市暴力追放会議」は、暴力追放計画の樹立、検討と実施を目的とし、会長、副会長、関係機関、市民代表などから構成される。

上田市暴力追放推進本部

上田市暴力追放推進本部任務内容

財政部	必要な予算に関すること。
民生部	暴力追放会議の運営および自治会組織の指導ならびに防犯燈の設置指導 法律相談、市民相談窓口の活用指導および関係団体の啓蒙指導
商工部	商工業者、旅館(ホテル)業者、金融業者、遊技場および関係団体に対する啓蒙指導
社会部	関係団体に対する啓蒙指導
農政部	関係団体に対する啓蒙指導
建設部および水道局	建設業、不動産業等関係団体に対する啓蒙指導
消防部	必要は地域に対するパトロールなどの実施
教育委員会	関係団体に対する啓蒙指導
議会事務局	議会に関連する情報の収集等必要な事項

上田市暴力追放推進本部組織表

本部長	助役
副本部長	収入役
「	教育長
「	水道事業管理者
事務局	総務部長
委員長	財政部長
「	民生部長
「	農政部長
「	商工部長
「	社会部長
「	建設部長
「	消防部長
「	教育次長
「	議会事務局長
「	塩田支所長

◎暴力追放のご相談は：
上田市暴力追放推進本部
☎4100内線227へ

月二百円であなたの職場に共済制度

上田市勤労者互助会に御加入を

(労政課内上田市勤労者互助会事務局 電話 41000 内線 605)

上田市勤労者互助会は、中小企業や商店などに勤務する従業員およびその事業主の皆さんの福利増進を図り健全な生活と明るい職場づくりをしていこうと、個々の事業所では行えない福利厚生事業を

業を上田市が中心になって実施しています。企業の進展と従業員の定着に役立てるとともに、会員相互の親睦と連携を深めるという目的のものです。どうぞ、あなたの事業所でもこの制度に御加入いただき、共同の力でよりいっそうの福祉の向上を図られてはいかがでしょうか。

市内の労働組合のない事業所に勤労する従業員とその事業主の皆さん(ただし、臨時やパートの皆さんは入会できません)

- ①生活資金 五十万円まで(無担保、信用保証料〇・七二%は全額補助します)
 - ②住宅資金 一千万円まで(有担保、市県から三年間の利子補助)
 - ③家庭用医薬品の配布、スポーツ大会、バス旅行を実施します
- ＜共済事業＞
左表のとおりです。
- ＜厚生事業＞
①相染閣、わしば山荘、自然運動公園プール、フィールドアスレチック、上田勤労者体育センターの無料利用券を差し上げます。
②市町村共済組合「湖泉荘」「湯香里荘」などの保養施設宿泊利用者に、会員千円、家族五百円の補助をします。

一人権擁護委員 — 小泉さんに委嘱

人権擁護委員に小泉義雄さん(上小島・再任)が、八月十五日、法務大臣から委嘱されました。ほかに、次の十一名の皆さんが人権擁護委員として活躍されています。

砥石種次さん(緑が丘一)、田口玲さん(中央六)、清水幹崇さん(岩門)、坂井太賀美さん(常田二)、坂田堅二さん(大屋)、小出一則さん(中吉田)、飯島英子さん(築地)、朝日松司さん(千曲町)、小池恭平さん(手塚)、橋詰藤雄さん(鈴子)、横山勇司さん(仁吉田)

人権擁護委員の皆さんは、憲法で保障されている国民の基本的人権、すなわち生命、自由および幸福追求などの権利が犯されることのないよう監視しています。また、これらの権利が犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されていますので、皆さんが気軽に御相談ください。

共 済 金 給 付 額 表

共 済 事 由		給付金額
死 亡	会 員	150,000
	配 偶 者	60,000
	子	30,000
	親	10,000
	2 親等までの同居家族火災による死亡	5,000
住 宅 災 害	一 般 火 災	全 焼、全 壊 200,000 半 焼、半 壊 100,000 一部焼、一部壊 50,000
	地震、噴火による火災及びその他の災害	全 焼、全 壊、流 失 200,000 半 焼、半 壊 100,000 一部焼、一部壊、床上浸水 50,000
	廢 疾	50,000
	傷 病	休業14日以上 5,000 休業30日以上 10,000 休業90日以上 15,000
結 婚	結 婚	15,000
	子の出生	5,000
	子の就学 (小学校あるいは中学校へ入学時に1回限り)	3,000
	退職慰労金 (会員期間3年以上)	3,000
	銅 婚 祝 (結婚15年)	3,000
寿 祝	陶 器 婚 祝 (結婚20年)	4,000
	銀 婚 祝 (結婚25年)	5,000
	真 珠 婚 祝 (結婚30年)	6,000

補導員さん
せて250名市
研修を重ね
、高齢者に
の保健婦と
っています。

(敬称略)

連絡先
公23-1380
公22-3708
公22-4481
公23-1940
公27-1898
公27-6525
公22-3874
公23-1925
公24-6098
有 3-5492
公22-0721
公27-4867
公22-2790
公24-6728
有 3-4907
公22-6056
有 3-5105
公27-1350
公24-7935
公27-0743
公27-1659
公22-3952
公22-4308
公24-3490
公22-7669
有 3-4329
公24-1364
公22-7967
有 3-4164
公23-2496
有 3-4207
公24-4739
公27-1922
公24-1323
有 3-5648
公22-2415
有 2-8674
公22-8136
有 2-8582
公22-8134
有 2-9094
公22-8130
有 2-9082
公24-6127
有 2-9577
公24-4415
有 2-9672
公22-2276
有 3-3065
公22-7929
公24-5776

保健補導員に 御相談ください

市民の皆さんの健康に携わる保健補導員さんが、8月1日に51名増員され、合わせて250名市から委嘱されています。

保健補導員さんは、健康に関する研修を重ねて妊娠婦から赤ちゃん、子供、成人、高齢者に至るまで相談に応じます。また、市の保健婦との橋渡し役となって活動していただいています。お気軽に御相談ください。

57年度 保健補導員名簿

(敬称略)

	担 当 自治会名	氏 名	連絡先		担 当 自治会名	氏 名	連絡先		担 当 自治会名	氏 名	連絡先
東 部 19名	踏 入	田玉 時子	公22-1867	北 部 21名	木 町	田中 典子	公24-7040	城 下 20名	新 屋	若林智慧子	公23-1380
	"	金井 江い	公22-5214		北 大手	塩川 道	公24-0277		緑が丘北	柳沢 トミ	公22-3708
	"	増田 一江	公23-0816		"	大石貴美子	公22-7815		"	池田 芳枝	公22-4481
	"	馬場 有子	公24-2176		上川原柳町	上原 ヨシ	公24-6993 有2-7491		"	内川 ひさ	公23-1940
	泉 町	藤原美津子	公24-6102		"	浅野美知与	公22-5751		緑が丘西	松村 公子	公27-1898
	上 常 田	山田 秋子	公27-6791 公24-2555		"	松島 ちよ	公24-5301		"	砥石 道子	公27-6525
	"	竜野 仁子	公24-1488		下川原柳町	依田七五三子	公22-4417		城 北	境 きくみ	公22-3874
	"	宮下けさ子	公22-5668		愛 宕 町	岡田美喜子	公24-2662		"	宮川より子	公23-1925
	"	鈴木フク子	公24-3732		"	田中まさ子	公23-1680		小 牧	山崎 さよ	公24-6098 有3-5492
	中 常 田	滝沢志満じ	公27-2459		上 鍛 冶 町	出野 政子	公22-7723		諏 訪 形	清水 房子	公22-0721
	"	石井 勇子	公22-9438		鍛 冶 町	若林美智子	公24-6837		"	柳沢 糸子	公27-4867
	"	山本賀代子	公22-6797		上 房 山	矢ヶ崎はな	公22-3460		"	小林 秀子	公22-2790
	下 常 田	滝沢 乗子	公23-2632		下 房 山	名取富紀子	公22-0164		須 川	手塚喜代子	公24-6728 有3-4907
	北 常 田	松沢ミチ子	公22-9640		柳 町	柳沢 房江	公22-0233		中 村	田玉 武子	公22-6056 有3-5105
	"	池野 茂子	公22-0258		新 田	横山 洋子	公23-2522		"	黒岩寿満代	公27-1350
	材 木 町	塚本 尚江	公23-1419		"	宮原 律子	公24-8292		朝日ヶ丘	武重 和子	公24-7935
	"	古畑八重子	公22-8999		"	原田 かの	公24-4423		"	藤井 ツギ	公27-0743
	"	依田 ゆき	公23-2040		"	中村 静枝	公22-9482		三 好 町	中川 洋子	公27-1659
	(常 入 東)	竹花すみ子	公22-7338		"	坂井サチエ	公22-4879		御 所	竹内美佐夫	公22-3952
南 部 11名	南 天 神 町	若林すみ子	公22-9420	西 部 21名	"	上野けさよ	公24-6530		"	松沢かよ子	公22-4308
	"	北沢はるみ	公22-2034		"	小島 温美	公27-3110	塩 尻 6名	"	井出 素子	公24-3490
	泉 平	竹内きぬ江	公24-9339 有2-8247		"	丸山 幸子	公22-5879		"	安田 晴子	公22-7669 有3-4329
	北 天 神 町	赤池満知子	公22-3224		"	浜 俱子	公24-6386		中 之 条	田中とよみ	公24-1364
	"	山本すみ子	公22-2483		上 紺 屋 町	春原 範子	公22-1764		"	中曾根美代子	公22-7967 有3-4164
	松 尾 町	尾崎 睦子	公22-2352		下 紺 屋 町	宮島 俊子	公22-0081		"	尾崎つる子	公23-2496 有3-4207
	鷹 匠 町	佐藤千鶴子	公22-2342		"	佐藤 和美	公22-5764		千 曲 町	山崎満紀子	公24-4739
	本 町	小林と志よ	公22-5118		鎌 原	渡辺れい子	公22-1661		"	浦野 京子	公27-1922
	末 広 町	太田 和子	公23-1910		西 脇	関 せつよ	公23-0875		"	柳沢とし子	公24-1323 有3-5648
	大 手 町	小松 文子	公22-1807		新 町	須貝とい子	公23-3164		秋 和	中島 久子	公22-2415 有2-8674
	"	市村 茂子	公22-9490		諏 訪 部	萩原登紀江	公22-4919 有2-8298		"	滝沢 昌子	公22-8136 有2-8582
中 央 10名	横 町	山崎はな枝	公23-0264		生 塚	山下志津子	公24-0408		上 塩 尻	佐藤かよ子	公22-8134 有2-9094
	海 野 町	菊地 宏子	公22-1378		常 磐 町	安藤 良江	公22-8860		"	馬場 加子	公22-6130 有2-9082
	原 町	鈴木 智子	公22-8333		"	横沢 孝子	公22-8556		下 塩 尻	中村 房子	公24-6127 有2-9577
	袋 町	宮本 照子	公22-1629		緑 が 丘	向山由紀子	公27-1873		"	竹内 あき	公24-4415 有2-9672
	馬 場 町	横谷十三子	公22-1373		新 屋	小林佐智子	公23-0245		上 田 原	小沢 和子	公22-2276 有3-3065
	田 町	田中 弘子	公22-0241		"	飯島 澄子	公22-9559		川 辺 町	宮本 孝子	公22-7929
	丸 堀 町	田中すみ子	公23-0807		"	佐藤甲子女	公24-8264		"	倉沢 俊子	公24-5776

務大臣から委嘱されました。ほかに、次の十一名の皆さんが人権擁護委員として活躍されています。

置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されていますので、皆さんお気軽に御相談ください。

死 亡 住 宅 災 害 地震及び 傷 病 寿 祝

田



さん



ガンに

これらは、どれも動物実験によるもので、人間にも同じことであ

発ガン性が高いとわかりました。

川 辺 町	山浦美恵子	公27-0272	神 科 新屋	湯本 俊子	公27-4770 有 2-5332	保 野	宮下キヨミ	公38-2830 有 3751
"	河合 恭子	公24-5303	野 竹	成沢いちよ	公27-8911 有 2-5457	"	上野 光子	公38-5678 有 3862
"	星野恵美子	公24-6692	西 野 竹	藤沢よし子	公24-6420 有 2-5599	学 海 南	平坂すみ子	公38-4801
"	六川 雍子	公24-5226 有 3-3245	笹 井	戸田枝つ井	公24-5969 有 2-5712	舞 田	福沢 信子	公38-3524
"	中沢 正子	公27-3228 有 3-3228	岩 門	茅野ひろい	公24-7252 有 2-5895	八 木 沢	竹内 さだ	公38-4104 有 4177
倉 升	下形 郁江	公24-8499	"	宮島とよ子	公24-7285 有 2-5826	学 海 北	大井 菊子	公38-5747
"	木村 春子	公24-7855	染 屋	川上千枝子	公22-9574 有 2-6038	下 組	高野よし江	公38-2759 有 5885
"	松沢 孝子	公24-2175	"	宮下登喜子	公22-4373 有 2-5981	中 組	西川 芳子	公38-3570 有 5677
神 畑	井戸田元子	公24-7398 有 3-2876	"	中島世史子	公24-0190	奈 良 尾	林 利子	公38-3229 有 5404
"	横山 とり	公24-2451 有 3-2797	蛇 沢	立平 はる	公24-2562 有 2-6186	平 井 寺	本房 悦子	公38-4401 有 4334
"	宮崎 澄子	公24-3620 有 3-2951	金 井	横沢 秀子	公23-3026	鈴 子	小野 博子	公38-2258 有 4432
下 之 条	山崎 絹子	公27-6168 有 3-2123	"	竹節和子	公24-5579	石 神	竜野 操	公38-6348 有 4623
"	中村 幸子	公24-6709 有 3-2111	山 口	山崎 公子	公24-6322 有 2-6526	柳 沢	宮原 満江	公38-2245 有 4914
築 地	樋本 百恵	公24-7353 有 3-2438	"	山崎 不二	公27-3769 有 2-6516	下 之 郷	伊藤三千子	公38-3535 有 5227
東 築 地	高橋ともじ	公24-9367	大 久 保	平林 静子	公27-3752 有 2-6751	"	南波 道枝	公38-3090 有 5020
半 過	石井 尚子	公24-6716 有 3-1456	長 島	柳沢喜久江	公24-0879 有 2-6916	桜	矢島志ち代	公38-6858
"	石井かず子	公27-3647 有 3-1377	"	村田まさ子	公24-0864 有 2-7001	十 人	武田やすよ	公38-4821 有 5945
福 田	坂下よし子	公24-9294 有 3-0953	"	高遠 明子	公27-5550 有 2-7167	塩 田 新 町	金井 巴	公38-6166 有 6706
"	小泉 ヨシ	公24-1333 有 3-0925	金 剛 寺	倉島 ゆみ	公27-2197 有 2-7245	東 前 山	竹内 叡子	公38-2675 有 6044
吉 田	藤沢とし子	公24-4326	富 士 見 台	高橋 信子	公27-6558	西 前 山	宮沢三代子	公38-4716 有 6244
"	上原 正子	公22-5024 有 3-1018	森 清 水 芳 江	公27-0511 有 2-3023	手 塚	曲尾喜美子	公38-3044 有 6493	
大 屋	上野美代子	公35-0202	大 日 木	柄沢 常子	公23-2508 有 2-3145	"	西沢 仁	公38-6152
"	久保田比紗枝	公35-1073	長 入	小林みなと	公24-9109	山 田	竹下きよ子	公38-4357
"	三浦ひろい	公35-0063 有 2-1241	宮 之 上	宮之上いつ子	公27-3538 有 2-3327	野 倉	内田八代恵	公38-4476 有 7029
"	堀内みつ子	公35-0111	小 井 田	中村 和江	公36-3281 有 2-3458	分 去	西本 嘉子	公38-6738 有 7704
岩 下	土屋千代喜	公36-2530 有 2-1584	中 吉 田	若林けさよ	公35-2634 有 2-3536	大 湯	森 正子	公38-2895 有 7482
"	手塚佐和子	公36-2919 有 2-1596	町 吉 田	北沢 礼子	公35-0348	院 内	池田喜久志	公38-2997 有 7445
下 青 木	宮島とき子	公35-0032 有 2-1728	桜 台	風間 幸子	公35-1280	上 手	滝沢八恵子	公38-5706 有 7156
みすず台南	春原 麗子	公35-1842	"	宮入百合子	公35-2694	仁 古 田	田中 行子	公31-3268 有(川)2428
"	長村 圭子	公35-1736	下 吉 田	松下まちよ	公36-3155 有 2-3802	"	内久根 花	公31-2370 有(川)2117
みすず台北	土屋 静子	公35-2796	林 之 郷	細田 征子	公24-8553 有 2-3947	岡	西沢けさみ	公31-2303 有(川)2308
"	平岡 文子	—	下 郷	逢坂 民子	公27-3853 有 2-4562	"	丸田 恵子	公31-2462 有(川)2771
上 青 木	高寺 たけ	公35-2633 有 2-1985	岩 清 水	佐藤 節	公27-5833 有 2-4845	浦 野	上原 和代	公31-2521 有(川)2866
梅 が 丘	荻原ふさ子	公35-1247	矢 沢	青木千枝子	公22-8361 有 2-4351	"	堀内 睦子	公31-2637 有(川)2921
"	富田ユミ子	公35-0699	赤 坂	関 としい	公24-9261 有 2-4166	越 戸	井沢 登美	公31-3468 有(川)2726
久 保 林	西沢 成子	公35-1445	漆 戸	小林 悌	公27-9161 有 2-4678	藤 之 木	中田 つね	公31-2337
黒 坪	関 とし	公22-8647	下 本 郷	花岡すみ子	公38-4073 有 2278	小 泉	西沢はるみ	公24-3071 有 3-1868
上 沢	竹内 芳子	公22-3768 有 2-2378	東 五 加	羽田 秀子	公38-6733	"	宮崎 久子	公27-4966 有 3-1832
"	竹内 昌江	公24-8586 有 2-2401	五 加	柄沢 良子	公38-3755 有 2495	"	小林袈裟代	公24-4705 有 3-1577
国 分	岡部アヤノ	公24-9032	"	加藤 春子	公38-5863 有 2683	下 室 賀	土屋 恵子	公31-2196 有(川)3330
"	山越しう子	公24-0924 有 2-2503	"	坂本 睦子	公38-4414 有 2396	"	南波 貞子	公31-2438 有(川)3110
下 堀	渡辺みや子	公22-7146	"	上沢 好江	公38-6126 有 2542	上 室 賀	和泉 光	公31-3230 有(川)3488
"	山辺 文子	公22-9706 有 2-2544	上 本 郷	関 和己	公38-4737 有 3011	"	白鳥かし子	公31-8311 有(川)3388
上 堀	山崎 悦子	公23-0813	中 野	古川 カヨ	公38-3381 有 3336	"	中沢いづみ	公31-3792 有(川)3423
畑 山	清水ひさ子	公22-3628 有 2-4932	"	小出 初子	公38-2835	ひばりヶ丘	村山けさ江	公31-3237
伊 勢 山	塚原 幸	公24-4620 有 2-5195	上 小 島	和田 郁	公38-4043 有 3453	—	—	—
"	清水 弘子	公27-0385 有 2-5058	下 小 島	樋口はるみ	公38-3928 有 3581	合 計	以上 250名	—

わがまち上田

①

— 新町の巻 —



祝町通りで草取りなどをする皆さん

市では、過日、広報アンケートを実施しましたが、皆さんからお寄せいただいたご意見をもとに、今後各自治会をリレー式に、その自治会の話題や自慢話、サークル活動などを毎月一日号で紹介することとしました。

今回は、西部地区自治会連合会・新町自治会から、活発な活動をしている「新町老人クラブ」を紹介いたします。

◇ 新町老人クラブ（浜村政行会長・会員五十二名）では、「健康維持は体を動かすことから」を合言葉に、ゲートボールや歩け歩け運動など活発なクラブ活動が行われています。近ごろ行われた西部老人クラブ連合会ゲートボール大会では、

みごとに優勝しました。

また、奉仕活動として地区内にいくつかある「ほこら」周辺や集会所、それに祝町通り（アート金属工業株式会社上田工場の下から坂下の下まで約二百メートル）などの清掃作業を積極的に続けています。

会員の皆さんの悩みは、心ない人が通りにジュースなどの空き缶を投げすていくことです。「空き缶は持ち帰るか、くずかごに入れて欲しい」と、散乱した空き缶を回収容器に入れながら、浜村会長さんは訴えていました。

有意義な老人クラブの活動を通じて、一人でも多くのお年寄りが幸せで健康な生活を楽しんでいたければと、心からお願いいたします。

健康づくり

ガンに

ならないために

厚生省が、このほどまとめた「昭和五十六年・人口動態の概況」によると、昭和五十六年にガンで亡くなった人は約十六万六千人でした。これは、昭和二十六年以来、死因順位の第一位であった脳卒中による死者を約九千人も上回り、ガンが初めて死因順位のトップになりました。

発ガン物質

ガンから身を守るには、今のところ早期発見の道しかないと言われていますが、ガンの原因も数々の研究によって少しずつ明らかにされつつあります。ガンの原因は、化学物質、放射線、ウイルスなど環境の中にあると言われるようになりしました。

環境の中にある発ガン物質として：
①人工的なもの—喫煙、薬剤、食品添加物、農薬、大気、水、食

品汚染

②天然のもの—カビ、緑色植物（ワラビ、コンフリー、ふきのとう）が上げられます。

③緑色植物

①ワラビが上げられていますが、牛がワラビを食べて、血尿や血液の成分が異常となる急性中毒になったという研究もあります。ワラビは成熟したものよりも、若い食べごろの方が危険度が高いと言われています。ワラビは十分アク抜きをして、水洗いをするのが大切です。

②ふきは全く問題ありませんが、ふきのとうは危険性があると言われています。

③コンフリー（ムラサキ科）は、奇跡の薬草といわれたこともありますが、肝ガンになりやすいと言われるようになりました。

④カビ

ピーナツのカビや米の青いカビも

発ガン性が高いとわかりました。

これらは、どれも動物実験によるもので、人間にも同じことであるとは言いきれませんが、人間にもその可能性はあるということになります。今まで上げたものは、絶対にいけないということではありませんが、これらのものを長い間たくさん食べることは、好ましくありません。

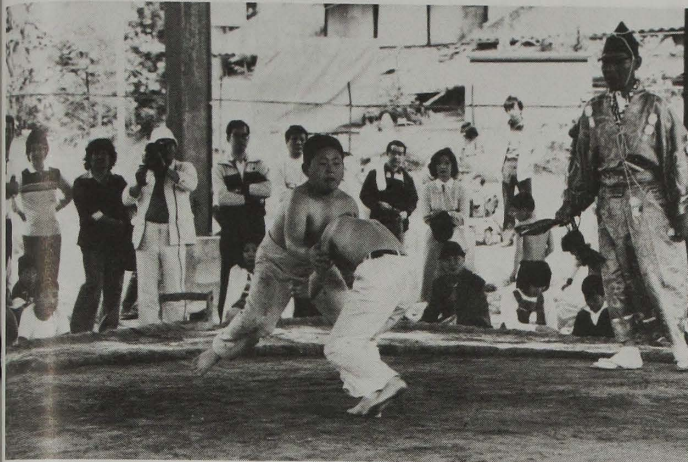
健康のためにと緑色植物の青い汁を生で飲んでいるという話を最近聞きましたが、その中に先ほど上げたワラビ、ふきのとうなどを入れないようにする注意も必要と思われまます。

結論として

結論としては：①同じ物を大量に、長期間続けて摂取しない ②何ごとも偏らない ③バランスのよい食生活、ということになります。

これらの食生活での注意とともに、現在市や病院で行っている胃、婦人科、乳房、肺ガン検診などをすすんで受け、早期発見に努めることは、忘れてはならない大切なことです。（東京大学医科学研究所・広野厳教授の講演より、一部抜粋）

子供は風の子 太陽の子



恒例の「こどもまつり」での1コマ（相撲大会）

基礎体力づくりは 乳幼児から

「子供は風の子太陽の子」とよくいわれます。この言葉には、子供は戸外で活発に動きまわらなければ丈夫に育つものではないという、子育ての教訓が秘められています。

親は昔から子育ての中で、小魚を食べさせて骨を丈夫にしたり、重いものを持たせて子供の足腰を強くするなど、いろいろな工夫をこらしてきました。しかし、最近では、親の子供に対する期待感が変わってきたことや社会環境・生

活様式の変化などによって、子供の基礎体力づくりについて、改めて考えなければならぬ点がでてきています。学歴社会などといわれ、小さいときから「知育」だけに気をとられがち傾向がみられるのも、その一つです。

本来、子供は自然のいろいろな環境の中で、常にかくましく豊かに育とうとするものです。「意欲をもつて育とうとする子、これを助ける親」——これが今も昔も変わらない子育ての基本といえます。

体力づくりの最も基礎となる乳幼児期（おおむね〇歳から五歳）の子供を対象に、基礎体力づくりの基本的な考え方を整理してみました。

子供の個性に 合わせて育てる

基礎体力とは、だれにでも必要な体力で、特に子供のときにつちかっっておかなければならない体力のことです。

長い人生を生き続けるために必要な生命力は、乳幼児期を中心とした子供のときの体力づくりによって充実されるといわれます。つまり、生命力は体力と密接な関係にあり、しかも子供のときの体力づくりがその基になっているといえます。

好ましい体格や体型をつくりあげていくには、適切な身体活動が必要不可欠なことです。その方法にはいろいろありますが、大切なことは、子供の体は伸びる時期に伸ばすとともに、子供には個人差があるということです。つまり、伸び盛りにタイムミスを合わせた体力づくりを心がけるとともに、子供の体の発育には自然に備わった性質や個性がありますから、他の子供たちと同じような画一的な発育を期待しないで、子供の持つ個性に合わせて育てることが大切です。

戸外に出して のびのび遊ばせよう

子育てというと、最近では、ややもすると知育のみに気をとられがちですが、やはり子供のうちは積極的に戸外に出してのびのびと遊ばせ、たくましく育てるようにしたいものです。「健全な精神は健全な身体に宿る」のであって、運動不足にさせて体をだめにしてしまわないよう注意が必要です。

過保護になりがちなのは、子供は自分に似て体があまり強くないなどと考えている場合が多いようですが、子供は親よりもすぐれた成長をするものです。「親の甘茶が毒になる」ことの危険性に注意しましょう。



飼うなら最後まで...

9月20日～26日 動物愛護週間

あなたの国民年金 59

上田市内の拠出制(保険料を納める)国民年金の受給者は、老齢・母子など合わせて9,000人ほどになっており、老後や「子育て」の生活を支えています。しかし、中には次のように年金を受けられない例も出ていますので、保険料は完納したか、そのときどきに必要の手続きが済んでいるか、確かめてください。

3か月の未納が「あだ」、 B子さんの場合

B子さんは今年37歳。国民年金には11年前に加入。小学生の子供が2人います。国民年金に加入後は、1年半ほど保険料を納めたあと5年近い未納がありますが、最近3年ほどは保険料が免除(B子さんは、強制加入者)されていました。

今年の5月、ご主人が亡くなりました。18歳未満の子供がいるので、「母子年金」を受けることができるか、どうかか問題となりましたが、最近の3年間のうちに「3か月の未納」のあることがわかり、母子年金を受ける

ことができなくなってしまいました。

国民年金では、母子年金を受けるために必要な条件をいくつか決めています。B子さんの例に関係したものを次にあげてみました。

- (1) ご主人がなくなった月(5月)の前が一番近い基準月=4月(基準月は1・4・7・10月です)の前月(3月)までの1年間の保険料が納まっていること。
B子さんは、この1年間が免除されていたので、あてはまりません。
- (2) 3月までの3年間で、保険料を納めたか保険料を免除された期間となっていること。

B子さんは、3年前から保険料が免除されていましたが、2年目に「未納」の期間が3か月(免除は9か月)ありました。このため、条件にあてはまらず母子年金は受けられなくなってしまったのです。

わずかの月数の未納でも、いざというときに大変な結果を引き起こします。加入している間は未納しないようにし、もしも「生活が苦しくて、どうしても納められない」とときには、放り出しにしないで、国民年金係に御相談ください。

〈国保年金課年金係 ☎4100内線284・有線 ☎0711〉

国民年金の「保障」は

国民年金の制度では、加入している皆さんが生活の中で出会うさまざまな「事故」を考えて、右表のように、そのときどきに応じた年金を支給して、皆さんが苦境をのりきることができるよう手だてが講じられています。

年金の額(月額) 昭和56年度(今年の7月分まで)のそれぞれの年金額は、次のとおりです。

- 老齢年金 25年間保険料を納めたとき45,275円。
20年の納付期間があり、20年間保険料を納めた人(大正10年4月生まれ、61歳の人の場合)39,725円=65歳から支給の額。
- 障害年金 1級56,325円。2級45,058円。
- 母子年金 母子加算を含み60,058円。
- 寡婦年金 夫が受けるはずの老齢年金の半額。

目減りがない そして、これらの年金の額は、年ごとの物価の上昇に合わせて増額(スライド)されるので、「目減りする」ということはありません。

昭和57年度でも、現在国会に出されている法律の改正が決まると、8月分からの年金額が4%増額されることになっています。

◎表のどれかにあてはまることになったら、すぐに国民年金係においてになって、受給申請の手続きをとるようにしてください。

年金の種類	年金が受けられるとき
老 齢 年 金 通算老齢年金	「65歳」になったとき(本人に支給)
障 害 年 金	病気やケガで「廃疾の状態」になったとき(本人に支給)
母 子 年 金	夫が死亡して「母子家庭=子が18歳未満」となったとき(妻に支給)
準母子年金	父や祖父または息子が死亡して「祖母が孫」を、「姉が弟妹」を「養育」する状態になったとき(祖母、姉に支給)
遺 児 年 金	父または母の死亡で「孤児」となったとき(子に支給)
寡 婦 年 金	夫が「老齢年金を受けないまま」死亡したとき(妻に支給)

(くわしいことは、国民年金係におたずねください)

社会保険出張相談日

(9月)

★千曲川左岸地区 第1火曜日 7日
第3火曜日 21日

会場…松尾工業株式会社(川辺町)

★千曲川右岸地区 第2火曜日 14日
第4火曜日 28日

会場…上田商工会議所(大手町)

- 各会場とも午前9時～午後3時
- 当日が「祝日」の場合は、中止になります。



ま、生命力は体力と密接な関係にあり、しかも子供のときの体力づくりがその基になっているといえます。

ですが、子供は親よりもすぐれた成長をするものです。「親の甘茶が毒になる」ことの危険性に注意しましょう。

お知らせ



世界青年友の会を通じて来日していた西ドイツの一行28人が、8月13日に上田市を訪れました。一行は、市内の一般家庭に宿泊しながら16日まで滞在し、盆踊りに参加したり美ヶ原高原へ行くなど、日本の夏を楽しみました。

就業構造基本調査に

御協力を

企画調整課統計係
☎241000内線619・
620有線②0832

十月一日現在で、全国一斉に就業構造基本調査が実施されます。この調査は、国民の就業・不就業などの実態を詳しく把握して、国や地方の雇用に関する政策を実行していくうえで必要な基礎資料を得るために行うものです。

調査のため市内では、約三百八十世帯が一定の方法により選ばれます。選ばれた世帯には九月下旬に、統計調査員の方がお伺いしますので、御協力をお願いします。

三種混合予防接種の

③各部門とも小中学生、高校生は学校、学年を明記してください。
④作品は未発表のものに限りま。
応募締切日：十月十二日(火)必着

なお、この調査は法律に基づいて行われるもので、個人や世帯の秘密は完全に守られますので、ありのままをお答えくださるようお願いいたします。

選挙関係の

研修会を開きます

選挙管理委員会
☎241000内線571
有線②09001

今年、明るい選挙推進運動が起こつてから三十周年を迎える意義深い年です。また、来年に第十回統一地方選挙、第十三回参議院通常選挙を控え、諸準備の年でもあります。

つその意識の高揚を図り、来る選挙に向けてすべての有権者が一体となって明るい選挙推進運動を展開するため、次のとおり研修会を開きます。参加希望者は、当日直接会場へおいでください。
対象者：上田市明るい選挙推進委員、選挙関係者および一般有権者の皆さん
とき：九月十日(金)午後一時三十分
ところ：上田市役所六階会議室
研修内容：来年の統一地方選挙について、政治活動について、選挙啓発について

北小学校の

プレハブ校舎公売

管財課管財係
☎241000内線260

公売物件：北小学校のプレハブ校舎一棟(六教室のうち五教室分)
公売公告の場所：市役所本庁、豊殿・塩田・川西の各支所
現場説明：九月十一日午前十時、北小学校現場(時間厳守)

競争入札：九月十四日午前十時、市役所四階第二会議室(時間厳守)
入札保証金：入札見積額の百分の五の入札保証金を入札前に納入

消費生活ホーム講座の

受講生を募集

生活環境課生活係
☎241000内線301

長野県上田消費生活センターでは、消費生活上の基礎知識について学習意欲がありながら、いろいろな事情で消費生活センターなどを実施している学習の場に出席できない消費者の皆さんを対象に、通信制の消費生活ホーム講座の受講生を募集します。

学習内容：毎日の消費生活を安全で正しく合理的に営むうえで必要な基礎的知識について、わかりやすく解説するとともに楽しいものとするための工夫をこらしたテキストを中心に学習します。

学習期間：十月中旬～五十八年二月までの約四か月
応募資格：十八歳以上で、消費生活

難病医療

相談会を開催

保健予防課保健相談室
☎241000内線290
有線②0721

難病は原因が不明で、しかも治療方法がむずかしいため、医療上たくさん問題を抱えています。そこで、患者さんや家庭の皆さんの精神的負担や病状が、少しでも軽減されるよう相談会を開きます。専門の医師による適切な指導、助言がありますので、おでかけください。

とき：十月十七日(日)午後一時から三時まで
ところ：上田保健所

申込方法：十月二日(土)までに市役所保健予防課へご連絡ください。

生活上の基礎知識について学習意欲を持っている人
応募期限：九月十五日(木)
募集定員：東信地区で百人
受講料：無料
応募方法：官製はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、職業、応募理由を御記入のうえ、〒386 市内大手一―一六 上田市役所生活環境課生活係までお申し込みください。

9月15日、10月14日

三種混合予防接種の 実施会場を一部変更

保健予防課保健係
☎224100 内線289

「広報うえだ」八月一日発行第
八六八号でお知らせしました「三
種混合予防接種」の実施会場につ
いて、次のとおり一部変更となり
ますのでお知らせします。

九月二十一日(火)・十月十九日(火)
上田市保健センター(南庁舎二階)
を、上田市保健センター(南庁舎
三階)に変更します。

短詩型文学祭の 作品を募集

作品を募集

中央公民館 ☎20760

作品部門・応募方法

- ①短歌一首、俳句二句以内、川柳二句以内
官製はがきにより、表に住所、氏名を、裏に応募部門を朱書し作品をかい書でお書きください。
- ②現代詩二編以内、童謡二編以内、児童詩二編以内
四百字詰め原稿用紙を使用し、冒頭に部門を朱書してください。

第一 統計調査員の方がお伺いします。御協力をお願いします。

入札保証金：入札見積額の百分の五の入札保証金を入札前に納入

応募資格：十八歳以上で、消費生

申込方法：十月二日(土)までに市役所保健予防課へご連絡ください。

- ③各部門とも小中学生、高校生は学校、学年を明記してください。
 - ④作品は未発表のものに限りません。
- 応募締切日：十月十二日(火)必着
応募先：〒386 市内材木町一
一四七 上田市中央公民館
短詩型文学祭係
文学祭：十一月十四日(日)午後一時
三十分から上田市中央公民館で、
入選発表、表彰式を行った後、
各部門ごとに選者の先生方を囲
んで研究座談会を開きます。

「ものを大切にする 標語・作文・体験談」 を募集します

長野県・県民生活課
☎026220111
内線677

県では、ものを大切にする県民運動の一環として、広く県民の皆さんから「ものを大切にする標語、作文、体験談」を次のとおり募集します。

応募規定：下表のとおり
募集期限：九月三十日(木)まで(当日消印有効)
応募先：〒380 長野市大字南
長野字幅下六九二―二 長野県
生活環境部県民生活課内 もの

「ものを大切にする標語、作文、体験談」応募規定

区分	標語	作文	体験談
応募資格	県内に住んでいる個人または団体	小学生または中学生	県内に住んでいる個人(小・中学生は除く)または団体
募集内容	ものを大切にすることを基本とした県民総参加の省資源・省エネルギー運動推進にふさわしい標語	ものを大切にするについて ——はく(私)は、このようにしている。 (このようにしたい)—— ・資源とエネルギーを大切にするには ——はく(私)は、こう考える。	創意とアイデアがあって楽しく心豊かな省エネルギー生活についての実践例 ——このような工夫をしてみたい。(このような方法がある)—— (家庭生活に限らず地域社会全体をテーマにしてもよい)
応募方法	・郵便はがきに標語のほか、住所、氏名(団体名)、年齢、職業及び電話番号を明記すること。(小・中学生及び高校生は住所、氏名、学校名及び学年を明記すること) ・応募数は1人(1団体)5点以内とし、1枚のはがきで応募できること。	・400字詰め原稿用紙4枚(1,600字)以内とすること。 ・原稿末尾に学校名、学年及び氏名を明記すること。 ・作品は9月16日までに学校に提出し、学校は提出された作品を審査し、10点以内を期日までに推薦して提出するとともに、当該学校における応募総数も報告すること。	・400字詰め原稿用紙5枚(2,000字)以内とすること。 ・原稿末尾に住所、氏名(団体名)、年齢、職業及び電話番号を明記すること。(高校生は、住所、氏名、学校名及び学年を明記すること)

入選：募集の区分ごとに(標語は小・中学生の部と一般の部、作文は小学生の部と中学生の部に区分)それぞれ、最優秀賞各一点、優秀賞各二点、佳作各七

その他：①入選作品は、文集に編集し広く配布するほか、省資源・省エネルギー啓発活動に使用します。②応募作品は返却しません。

高齢者雇用

促進強調月間

高齢者無料職業紹介所
(老人福祉センター内)
☎224119

昨年十二月に開設した高齢者無料職業紹介事業、能力活用推進事業で仕事に就かれた高齢者は、七月までに延四十六名に達しています。しかし、職を求めながら働く機会が得られない人もたくさんあり、高齢化が進む中でこの事業の推進がさらに重要さを増しています。

全国社会福祉協議会では、九月十五日から十月十四日までの一か月間を「高齢者雇用促進強調月間」とし、高齢者向けの仕事の拡大など関係者に事業への御協力をお願いすることになっています。一方、国や行政関係方面には、高齢就労者に対する援護措置の実施や雇用拡大などについて強力に要請することになっています。

この趣旨を御理解のうえ、皆さんのいっそうの御協力御活用をお願いします。

9月16日
1号市課
田書
田24100
辺印刷

砥石いつじさん
(常磐城一丁目) 西脇 七二
山崎 百さん 中吉田 七〇
高寺美佐子さん 上青木 一九
水野きみさん
(緑が丘一丁目) 新屋 七一

次の皆さんがなくなりました。
謹んでごめい福をお祈りいたしま
す。

(七月三十一日現在)



篠原 貞久さん 下室賀 六八
笠原 晋さん
(中央西二丁目) 下紺屋町 七七
小宮山太助さん
(中央四丁目) 柳町 八一
小林 亨さん
(中央六丁目) 上鍛冶町 三六
花井祥子さん 北常田 三
(常田三丁目) 塩崎タマノさん
(天神四丁目) 南天神町 七三
小泉夏子さん
(常磐城四丁目) 生塚 六二
山辺よねさん
(常入一丁目) 踏入 九二
(常入一丁目) 西沢晴隆さん
石井正一さん 下室賀 六八
下室賀 六八

成沢きさいさん
(緑が丘二丁目) 緑が丘北 六〇
須田つるさん 院内 七八
和田盛三さん 下小島 五五
佐々木学さん 院内 七九
宮沢信吉さん 西前山 七九
関森虎治さん
(天神一丁目) 北天神町 六七
小林袈裟重さん 上本郷 八〇
栗田いしさん 伊勢山 六〇
山崎良太さん 下室賀 八七
藤家イソさん
(天神四丁目) 南天神町 八六
中村政一さん
(緑が丘一丁目) 緑が丘 七五
沓掛 喜さん 下塩尻 九八
猪坂わかさん

長田秋子さん
飯島周三郎さん
(常入一丁目) 常入東 六七
重田菊治さん 野倉 八五
曾根 実さん 野倉 八一
福島保栄さん 中村 八三
朝比奈政伊さん 黒坪 七五
古平孝夫さん 上手 三九
平野まつさん
(中央五丁目) 上房山 七五
丸山啓祐さん
(緑が丘一丁目) 緑が丘 八五
三原田正子さん 分去 六四
斉藤 正さん
(大手二丁目) 大手町 六八
太田ようさん 諏訪形 七一
清水いきさん 小泉 八三
飯田祐重さん

武井しずいさん
(中央三丁目) 馬場町 八七
竹内 薫さん 朝日ヶ丘 七二
西山 功さん 十人 五四
藤沢孝一さん 川辺町 四九
藤原はなさん 倉野 七五
横島ふくみさん 浦野 六九
竹内サトシさん 神田 六三
金井とくのさん 山下 九九
長谷川欽二さん 岩 七一
清水もとさん
(中央東) 上川原柳町 八四
松井建蔵さん 神畑 七〇
宮原夏海さん 森 〇
滝沢清三さん
(常田三丁目) 北常田 七一

—終戦当時の引揚者の方々へ—

通貨、証券などを お返ししています

税関では、お預かりしている次の通貨、証券な
どをお返ししています。

○終戦後、外地から引き揚げてこられた方が、上陸
港の税関や海運局に預けられた通貨、証券など
○外地の集結地において、総領事館などに預けら
れた証券などのうち日本に送還されたもの

返還のお申し出は、本人ばかりでなく家族の方で
も結構です。お心当たりの方は、上陸港を所轄する
税関または最寄りの税関へお問い合わせください。

連絡先…〒455 名古屋市港区入船2-3-12

名古屋税関監視部通関部門

☎052 (653) 4111



選挙の知識

選挙運動 ①

選挙期日の告示(公示)があり、立候補の届出を
済ませますと、いよいよ選挙運動が開始されます。

選挙運動とは①特定の選挙において、②特定の
候補者を当選させる目的をもって、③直接または
間接に選挙人に対して働きかける行為である、と
言われています。選挙運動は、候補者が選挙人に
対し政見や主義主張を伝え、自分の存在を認識さ
せるために行うものですから、本来自由であるこ
とが望ましいわけです。

しかし、全く無制限に認めると、候補者だれ
しも当選したいのが人情ですから、その目的のた
めに不正な手段が使われたり、選挙の公正を害す
る恐れがあります。スポーツにルールがあるよう
に、選挙にも次のような一定のルールを設け明る
く正しい選挙の確保を図っています。

1. 期間の制限

選挙運動のできる期間は、立候補の届出をした
ときから投票日の前日までです。立候補届出前の
選挙運動は事前運動となり、厳禁されています。

2. 人の制限

適正な選挙の管理執行上、次のような人や地位
にある人は、在職中選挙運動が禁止されます。

- (1) 選挙事務関係者…選挙長、投票管理者、開
票管理者(在職中その関係区域において禁止
されます。)
- (2) 特定公務員…裁判官、検察官、会計検査官、
公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴
税の吏員、選挙管理委員会委員及び職員
- (3) 一般職に属する国家・地方公務員…国家公
務員法、地方公務員法により、原則として禁
止されています。
- (4) 選挙犯罪者…選挙権、被選挙権を停止され
ている人
- (5) 未成年者…満20歳未満の人
- (6) 地位利用…公務員及び教育者は、その地位
を利用して選挙運動をしてはならないことにな
っています。

ふれあい
。年は48団

日
0月1日(金)午
市役所3階
昼におかけ

日
月1日(金)午
で、市役所2
います。お気